上尾市イメージキャラクター「アッピー」使用取扱規定

令和5年9月1日制定

（趣旨）

第１条　この規定は、上尾市イメージキャラクター「アッピー」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第２条　キャラクターの使用を希望する者(以下「受諾者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市の承認を受けて使用することができる。ただし、営利を目的としない、立体物でない、上尾市イメージキャラクター「アッピー」イラスト集(以下「イラスト集」という。)に定められたイラストを使用する者(以下「使用者」という。)は承認を省略することができる。

⑴　本市の品位を傷つけ、又は反するおそれのあるとき。

⑵　自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。

⑶　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

⑷　特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのあるとき。

⑸　第三者の利益を害するものと認められるとき。

⑹　キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのあるとき。

⑺　キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。

⑻　キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められるとき。

⑼　その他、その使用が著しく不適当であると市が認めるとき。

（使用申請）

第３条　営利を目的としてキャラクターを使用する場合、又は独自にキャラクターのイラストを描き起す、立体物を制作する場合は、あらかじめ広報広聴課へ連絡したうえで、イメージキャラクター使用申請書（様式第１号）に次の各号に定める書類を添付して上尾市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

⑴　キャラクターの使用状況・目的が分かる図案やデザイン等の見本

⑵　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、当該使用が市のPRに寄与すると認められるときは、キャラクターの使用を承認する。

３　市長は、第１項の規定による申請を行った者に対し、承諾した時はキャラクター使用承諾通知書(様式第２号)を、承諾しなかったときはキャラクター使用不承諾通知書(様式第３号)を交付するものとする。

(使用の変更)

第４条　受諾者は承諾された内容に関して、使用を変更した時は速やかにキャラクター使用変更申請書(様式第４号)を変更後の使用を希望する日の１４日前までに市長に提出しなければならない。

２　市長は第１項の規定による申請を行った者に対し、承諾した時はキャラクター使用変更承諾通知書(様式第5号)を、承諾しなかった時はキャラクター使用変更不承諾通知書(様式第６号)を交付するものとする。

(使用の終了)

第５条　受諾者は、承諾された内容に関して使用を終了した時は、速やかにキャラクター使用終了報告書(様式第７号)を市長に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第６条　受諾者又は使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　イラスト集に定められたイラストを使用する場合、デザインの改変など応用使用はしないこと。

⑵　キャラクターの下に「上尾市イメージキャラクターアッピー」等、上尾市のキャラクターであることが分かる表記を入れること。

⑶　受諾者は、前2項に加え次に定めることを遵守しなければならない。

２　複数年度にまたがってイラストを使用する場合は、年度ごとに販売実績等の報告を行うこと。

３　完成物件を提出すること。

４　承諾を受けたイラストの又貸しはしないこと。

⑶　市長は、前3項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、キャラクターの使用について条件を付すことができる。

(権利設定の禁止)

第７条　受諾者又は使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡)

第８条　受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(受諾者の違反等に対する取り扱い)

第９条　市長は、受諾者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その承諾を取り消すことができる。

⑴　第６条に定める事項を遵守しなかった場合

⑵　申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

⑶　その他この規定に違反した場合

2　市長は、前項により承諾を取り消された受諾者に対して、キャラクター使用承諾取消通知書(様式第8号)を速やかに交付しなければならない。

3　市長は、前項の規定により、承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、その責めを負わない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第１０条　市長は、使用者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その使用の差し止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

2　市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

 (損失等の責任)

第１１条　市は、キャラクターの使用を承諾したことに起因する事故等について、一切の責任を負わない。

２　受諾者又は使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。

３　受諾者又は使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、速やかに市に賠償しなければならない。

(情報公開)

第１２条　市長は、広く利用促進を図る観点から、キャラクターの使用承諾の状況等について情報を公開することができる。

第１３条　使用者は、新聞、テレビ、雑誌等の広告媒体においてキャラクターのイラスト等を紹介する場合、事前に市の了解を得るものとする。

(補則)

第１４条　この規定に定めるもののほか、キャラクターの取り扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

様式第１号（第３条関係）

キャラクター使用申請書

年 　　月　　 日

上尾市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名

電話番号

次のとおり上尾市イメージキャラクターのデザインを使用したいので申請し

ます。

１　使用対象物

例：チラシ、キーホルダーなど

２　使用目的及び使用方法

例：イベントPRのため、ご当地キーホルダー作成し市内店舗で販売する、など

３　使用期間　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日

４　使用数量

５　連絡先（担当者名、電話番号等）

※ キャラクターのデザインを使用する位置等を示した図案、レイアウト、 原稿等を添付してください。

様式第２号(第３条関係)

キャラクター使用承諾通知書

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

上尾市長

(公印省略)

年　　月　　日付けで申請のありました、上尾市イメージキャラクターのデザインの使用については、次のとおり承諾します。

1. 承諾内容

使用対象物

使用期間 年 月 日から 年 月 日

使用数量

1. 承諾番号　第 号

様式第３号(第３条関係)

キャラクター使用不承諾通知書

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

上尾市長

(公印省略)

年　　月　　日付けで申請のありました、上尾市イメージキャラクターのデザインの使用については、次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第４号（第４条関係）

キャラクター使用変更申請書

年 　　月　　 日

上尾市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名

電話番号

　承諾番号第 号の内容について、次とおり変更したいので申請します。

(変更内容)

様式第５号(第４条関係)

キャラクター使用変更承諾通知書

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

上尾市長

(公印省略)

年　　月　　日付けで申請のありました、上尾市イメージキャラクターの使用変更については、次のとおり承諾します。

1. 承諾内容
2. 承諾番号　第 号

様式第６号(第４条関係)

キャラクター使用変更不承諾通知書

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

上尾市長

(公印省略)

年　　月　　日付けで申請のありました、上尾市イメージキャラクターの使用変更については、次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第７号(第５条関係)

キャラクター使用終了報告書

年 　　月　　 日

上尾市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名

電話番号

次のとおり上尾市イメージキャラクターのデザインの使用を終了したので報告します。

１　使用終了対象物

例：チラシ、キーホルダーなど

２　使用終了時期　　　　　年　　月　　日

３　連絡先（担当者名、電話番号等）

４　使用実績（販売数等）

様式第８号(第１０条関係)

キャラクター使用承諾取消通知書

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は団体の名称

代表者の氏名 様

上尾市長

(公印省略)

年　　月　　日付けで承諾した、承諾番号第 号に係るデザインの使用については、次の理由により使用承諾を取り消しいたします。

理由